

1

○青山正一君 委員長、これは逐條審議しますか、漠然とやりますか。

○委員長(木下辰雄君) 水産業協同組合法案は、逐條審議といつても、一章一章やりたいと思います。

○矢野西雄君 一番初めに総括的質問、それから章々に分つてやつたらどうでしよう。

○委員長(木下辰雄君) 総括的の質問を今許しておきます。別に質問が総括的にありませんでしたら、実は一章一章を議題に供したいと思います。それで前の水産業協同組合法案の方は、今日は一應お分りになつたことと思いますから、次に水産業協同組合法案の第一章目的その他を一つ一括して、第一章全部一括して議題に供しますから当局に対する質疑をお願いいたします。

第一章についての質疑はありませんか、第一章は第一條から第十條までです。

○江熊哲彌君 これは委員長にお伺いしたいが、我々の持つ時間によつて持つて行き方があるが、大体あと何回ぐらいやられる予定ですか。

○委員長(木下辰雄君) 今予定しているのは木金土の三日でございまして、あと二回ですね。

○吉山正一君 その三回の中には討論が入つて來ますか。

○委員長(木下辰雄君) 入りません。

○吉山正一君 審議だけですか。

○委員長(木下辰雄君) 質疑だけです。今日は一章々々やりまして、やれるとこまでは……。第一章がなければ第二章の協同組合の條項に入ります第一條から順に一つ……。

○吉山正一君 第一番目に御質問申上げたいのは、この本法案には組合の地

区の範囲に関しまして規定する点はないのであります。これは予め一定の標準を示すべきではなかろうか、又一定の区域に二つ以上の組合を設立得るかどうか、この点もはつきりここにお示し願いたいと思うであります。それから法案の先般配付になりました第二次案によりますと、組合には定置漁業権を許さないよう解せられておりましたが、その理由はどうか。そこでその條項がこの法案に出でないのをつきり承わりたいと思います。それから第十七條の漁業の自営に関する条件は余り窮屈ではないかどうか、その点をはつきり承りたいと思います。それからお話をございます。御尤もと考えておられます。ただ今度の水産業協同組合法は從来と違いまして全然設立についても漁民の自主的な意思に基く、加入、脱退についてもその自由な意思に基づいて何ら法的には拘束しないということもこれは必要はないといふうな極めて自主的な性格の強い團体でありますので、特にこの区域をどうするこうするということを法律で規定することもこれは必要はないといふうなかつたわけであります。併しながら我々といったしましては、通常の事態といたしますれば、從來の漁業会は極めて円満に行つておりますところでは、

それがやはり一番地区としても適当であるという地区が選ばれておるわけであります。恐らく今度の新らしい漁業協同組合を作ります場合は、当然そういうふうな地区によつて作られるのではないかどうかというふうに予想いたします。それから又現在の地区が非常にごた／＼しておりますような所では、これは漁民の自的な意思によりましてこれが改正されるというふうなこともあります。永らく今までの標準を示しませんでも、從來の永らくの團体の事情からいたしまして、当然うに考えております。我々としては大體において地区の点については格別の標準を示しませんでも、從來の永らく決定していくのじやあるまいかといふように考へておるわけであります。要は規定を置きません趣旨は、できるだけこれを法律的には拘束しない、こうだけこれを法律的には拘束しない、こういうふうな建前に考へておるわけであります。それから第二番の一定の区域に二つ以上の組合を設立し得るかといふ御質問でござります。これも何ら制限をいたしておりません。従いまして一定の区域に二つ以上の組合も設立することは可能であると考えております。それから第三番の、法案の第十七条によりますれば、組合には定置漁業権の共有は許されないというふうなことがございましたが、組合法は組合を自営する規定であるわけでありますから、この自営する漁業については何ら法律上制限しておりません。従いまして定置漁業権もみずから営む場合においてはこれは持てる、從来のように定置漁業権だけを共有いたしまして他に貸付けるというふうには今度の法令では認められないのです。單に所有するだけでは困りますが、みずから

漁業を営むという場合には定置漁業許可を受けるが、これも組合みずからその漁業を営みます場合でも、許可漁業と雖も許可を受けた漁業協同組合がこれを執行するといふに考えております。漁業協同組合は、自営に関する條件が非常に窮屈ではないうだらうかといふお話をございました。これはとにかく如何なる漁業者であらうが、みずから営む場合にはやり得る、そういうふうな廣い考え方で出発しております。大体漁業協同組合は私共の考え方といたしましては、組合員の流通部面の仕事をするところが適当な團体であろうと考えております。従いまして大体協同組合の狙いとしては流通部面であります。場所的には生産部面の協同組織である漁業生産組合を二重に作る必要のないといふような場合については、この漁業協同組合が生産部面の協同組織としての危険を伴うわけであります。従つて組合員がその事業の危険もよく納得して行く必要がありますので、いわば同志的な結合という趣旨をもつと強くする必要があるといふふうな建前からこの條件が書いてあります。

○淺岡信夫君 この正組合員、これは十八條の「一年を通じて三十日から九十日までの間で定額を定める日数をこえる漁民とする」とあります。これが現在許されておりますところの訴訟の手続によつて、これが最後的に確定をする、こういうふうに考えておられます。

○青山正一君 十八條に関しまして漁業従事者は準組合員か正組合員か。準組合員とみなされならばその理由はどういうものか。それから正組合員か準組合員がその線の引き方が非常にむずかしい。その地その地の実状に即して漁民の考え方でつていいのか。これから定額が定まらないと漁民でも組合員になれないといふこともできるわけですかどうか。場合によれば漁業従事者のだけの組合といふものができてならないかどうか。この点従事者も含めると、いう政令を出す氣持はないかどんか。それから業種別組合に從業員も加入しないかどうか。この点従事者も含めると、わかれであります。が、漁業協共組合そのものにそれを規定すべきだと解するかどうか。それから經營者と從業者が一体となつた組合を作るべきだと解することができる。」とただ漠然と書いた。あるのみで、この点をはつきり一つ示し願えればどうかと思うのですが、それから第二十四條に、いわゆる専門

利用契約に関する規定を設けた理由は如何、一つこの点も承わりたい。それから二十五條の組合加入拒否に関する不服申立の便法を設ける必要はないかどうか、この点についても承わりたい。以上。

○説明員(鶴田源君)　この漁業に從事する者は、大体今度の協同組合法の考え方は、働く漁民というものを対象にしての組織と考えております。従つてその意味は漁民の現在の実情からいたしまして、資本家と労働者、或いは経営者と從業者というふうな区別がしかるべき明確でないようなものが非常に多いわけであります。従いまして法案を全文通じまして、経営者と從業者といふものについては、これを区別をつけずには、組合員につきましても大体同じような考え方で行つておるわけあります。従つて「一年を通じて三十日から九月十日までの間で款式で定める日数を以て、この漁民」といいますのは、この漁民という定義は、十條の二項で書いてござりますように「漁業を営む個人や、は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に從事する個人をい」と言うてございますように、一年を通じて三十日から九月十日までの間に漁業を営む者と從業者とを区別せず、同じように扱つておりまして、或る組合で、例えば十日以上の者を資格者と決める、正組合員と決めるといったしますれば、九月末満の者は、それが経営者でありますが、從業者でありますよが、全部これは正組合員でなく落ちるわけであります。その者は三項によりまして、第一項若しくは前項に規定する海

民以外の漁民の中にに入るわけではありませんして、これは正組合員ではございませんが、定款の定めるところによつて準組合員として加入せしめる。そうして組合の施設を利用せしめる、或いは享受せしめる。こういうふうな途を開いておりますわけであります。從つて経営者と從業者との区別ということは全然考えておりません。

それから經營者のみの組合はできるかというお話をございますが、これは十八條の二項によりまして、いわゆる業種別の協同組合、つまり「特定の種類の漁業を営む者又はこれに從事する者」と書いてございますが、業種別の組合につきましては、經營者だけを作ることとは可能でございます。たゞ包括的な地区の協同組合につきましては、これは從業者を入れないということを定款で規定することはできませぬ。地区組合については必ず從業者も拒み得ない。業種別の組合についでは、これは定款の定めるところによつて從業者は入らないようになります。従つてそのできる。そういう解釈でそのことはこの條文で明らかに大体なつておるといふうに考えております。従つてその趣旨を明らかにする政令は必要ない。尙この点は我々としては今後機会あるごとにその解釈を徹底さして行くといふように考えております。専用利用契約は、これはなぜこういう規定を設けたかという御質問でございます。これは専用利用契約と申しますのは、組合員が契約をいたしますと当該組合の施設の一部を専ら利用せなければならぬ。つまり共同販賣の施設がござります場合には専用利用契約をいたします場合に、その組合員は漁獲物を専らそ

組合の共同販賣施設に掛けなければならん。こういうふうな規定であるわけです。これは一方自主的な組合員が各自に自主的に勝手にやれるというふうな考え方でありますれば、この専用利用契約もおかしいということになるわけであります。我々は決して協同組合を統制しようとは考えておりませんが、共同の利益を促進する以上は、皆がてんでに勝手にやるというのではなくつて、やはり或る目的のためには互に自分らの行爲を制限して行くといふことも当然のことでありまして、そういうことは、やはり望ましい方向であります。併しながらこれは二項にござりますように、締結を拒んだ組合員が、これは個々の組合員と組合が締結しなければならぬのであります。或る人が、自分は専用利用契約を結ぶことを嫌な方と拒んだ者のあります場合に、その拒むということを理由にいたしまして、その組合員がその施設を利用しようといたします。この不服申立ての手続といふことに相成りますれば、恐らく誰に不服を申立てるか、という問題になつてはならないというふうな規定を置いてあるわけであります。

縣の知事に出すというふうな問題になつて來るのであります。我々いたしましては、知事は大体いわば非常に限定された監督的地位でしかございません。すべてこれを組合の自主的なものに委しておるわけであります。従つて正当の理由がないのに拒みました場合には、現在の法制といたしましては、これは訴訟の手続によつてそれをはつきりさせる。果して組合がそれが正当の理由があつたかどうかということをはつきりさせるということです。不服申立ての規定は置いてございません。ただ正当な理由がないに拘わらず拒みました場合には、百三十條の罰則の規定を適用する、こういうふうに解釈いたしております。

○矢野西雄君　過般のいわゆる失業手当法案の本会議通過の際には、僕は當時の引揚問題の特別委員長として米窪労働大臣に相当強硬な申込みを、ふうな立法をするときに、六百二十万の引揚者の大衆を擁しておるのに、立案者諸君はそういうことを実際親心で考えているのかどうか、考えたらどうか。事実問題として一つお尋ねして置きたいと思います。

○説明員（藤田謙君）　これは特にこういうふうな問題について引揚者だということで特別の規定を置くということは、私は非常に困難であろうと思います。立法いたします場合に、引揚者だということで特別の法律上の取扱をするということは困難だと考えております。でありますから、引揚者と雖も一定の資格はさしてむずかしい資格ではないのです。一年を通してたかだか三月、現に經營をして漁業を営むとおるということであれば当然資格が出るわけであります。その資格を作りますて……。

○矢野西雄君　外地でやつた場合でもよろしいですか。

○説明員（藤田謙君）　それは外地で漁業をやつておつたということがはつきりいたしますれば、それで当然これは資格があるということを私共は考えております。ただ問題はこれからやりたいといふに、これから漁業をやりたいという場合に、果してそれが漁業をやるのか、

或いはそれが腰味であるかということの事実の認定によつて、多少組合の判断が違つて來ようというふうに考へるわけでござります。併しながらこれは引揚者のおられますところの地元においては、相当そういうふうな事情はつきりする。やるかやらないかといふことはいろいろな準備その他でおのずから明らかなることでありますからして、当然率直に眞面目に組合が判断をいたしますればそうち誤つた結論にはな

○淺岡信夫君　只今藤田次長の説明でよく分るのですが、問題は第一読会でありますから意見を差し挿むことを差し控えたいと思いますが、ただそうしなくては、藤田次長の言われました心持が何とかこうしたものに対しまして反映する

つきましては、いずれ討論なりその仲のときいろいろ申上げたいと思います。
それから第三十五条の「役員の任期」
これは非常に短いのじやないか、このようく制限した理由はどういうわけか、その点も一つ公表して頂きたいと思います。それから法案の第五十一条、これもつまり総代会設置の標準として大体組合員数三百としたわけですが、その三百を根拠とした理由

してでもこの点は同様でありまして、つまり公職退放者の問題と、それから現在の漁業会の役員が新漁業協同組合の発足に当つてそれをやめることのないようについて、どうぞおきましては、旧と同じような措置がとられる必要があると思うのであります。が、農業の方におきますこの措置におきましては、旧の解散の席上におきまして新らしい協同組合といふものは、こういうふうな内

うに考えておるわけであります。ただ一般には漁村においてはそういうわゆる有力者或いはボスとこう言われる者がこういう役員に就く可能性が強いうことで、これを阻止したらどうかといふ御意見が他の方面でも出ておるわけでございますが、私共はそれを法文を以て一年間就職を例えば禁止するという措置は現在のところ考えておりません。

らないのではないかというふうに考をえます。

ような或いは御理解を地方において得られるような今後においてお考え頂きたいと思うのでござりますが、意見は後別途の機会に申上げて、と思ふまことに。

はどういうものか、そういう点について
きまして御質問したいと思います。

容のものだということを、その役員が詳細に説明することになつております。そのときに初めて一般の人間は新らしく、協同組合というものがどうあるべきか、

が、役員の任期が非常に短過ぎはないかという御意見であります。これは任期は一年となつておりますて、「但し、三歳まで二年以内に」と別段の用

えでやつておるといふと、現に或る縣においては、引揚者等が、水産の経験者であつてももう古だから絶対これをシャツド・アウトするといふようなことを、非常な責任のある者が放言しているような事実はつきりと擱んでおりますから、更に規定として、法律の條文としてなくとも、行政措置としてそれらのところを得しめるために、当局といふものは、行政措置としてそれらのものが起ち上るような処置をする

○委員長(木下辰雄君) 藤田次長は衆議院の方に参りますので課長が代ります。引続いて御質疑をお願いいたします。大分適切な質疑が段々出るようですが、どうから御遠慮なく質問のところをどんどんお聽かせ願います。大体第二節の質疑があまりませんでしたら第三節の整理の問題についての質疑をお願いします。第三節は第三十二條から五十八條までで非常に長いのです。

おそれれにておりません。和解を以て調停いたしました。旧役員は新組合の役職員になれるということについて制限すべし、という御意見でござりますが、これ非常に大事な問題だと思うのであります。但、一律にそういう問題を処理するのは適當かどうかということ、漁業における現状がそれを適當とするかどうかこの二つの点から考えて見る必要があると思いますが、農業におきましてはすでに二つの措置をとつておりました。即ちいわゆる公職追放者につきま

ふるに作られるかということを知るのであつて、それまでは積極的にその問題に参加してはならない、こういうことになつております。

そこで漁業協同組合におきましても、現在の漁業会の解散総会のとぎまでは現役員は新協同組合の設立について積極的な運動が取れないということになつております。そして又そういうような措置をする必要があると思うのですが、その後におきまして新しい協同組合ができる場合に役員が

○ 説明員（齋藤巖君） 今度の水産業協同組合法の狙いといふものは、全然自動的に作らせる。そして有しくも働く漁民である限りこれが加入を拒まない建前でございます。従つて御懸念の点については私共今後この法律を普及し、又その趣旨をよく渗透せしめます上に十分注意をいたしまして、そういうふうな点について、有くも解説があり、或いは又引揚者なるの故を以て正当な資格のあるにも拘らず

「規約の性質及び効力如何、この問題について一つ、それから三十四條のうちに「役員の定員及び選舉」この條項のうちに水産業團體法によりまして成立了ところの水產團體の會長とか或いは副會長、事務理事、常務理事又は當任幹事の職におつたような者は、一應二年なり二年なり本法による組合の役員に選舉されることができない」というふうなものを何か折込んで入れて置いた方がよいのじやないか、こういうふうに私考へておるわけです。その問題に

しては、当然の問題といたしまして、それははつきりと法令を以て新協同組合の役職員又は重要な責任の地位に就けないといふ規定が出ております。これからもう一つは、新らしい協同組合の設立に当りまして、新らしい協同組合の内容がどのようなものであるか、いうことを一般の農民がはつきり知るまでは、それについて積極的に現在の農業会の役員が動いてはいけないと、うようなことが通牒によつて指示されております。併しながら漁業におきま

選ばれた、そういうふうな者を今のが
選ぶののように全部一律に禁止すべきかどう
うか、この点につきましては、私共の
考え方いたしましては、前後員は必ず
部悪いということではなしに、その中
には勿論非常に立派な方もおられます
し、それは新らしい協同組合の設立に
当つていろいろ啓蒙運動も行われるよ
うでありますて、その設立に当つて好
らしい協同組合員が選ぶ、選ばれて山
て來たという場合にはこれを特に拒否す
ることはないのではないかといふこと

くなるといふことも考え方まするで、これは比較的短期の期間において、何でもそれについて信任をする、つまりずっと続いて行くのではなくて、役員を又選舉いたしまして、その方が続いてもいいという、信任が得られるれば続いて行けるというような措置で考えて行くことにいたしまして、一度はそういうように自動的に長く続いて行くということではないという位置づけが必要であるということから一年としかわけでありまして、ただ定款で二年以内

内において別段の期間を定めたときは、定めることはできるのであります。これは漁業のような産業の実体から考えまして、全部総会に出るということは非常にむずかしいのであります。それから総代会の設置の問題であります。これは漁業のような産業の実体で、二年以上には亘らない。併し勿論、これは再選は妨げないのであります。そこで、そのために総代会といふ制度を設けているわけであります。漁業という実体からいうと、なか／＼出られないということは勿論はあるのであります。が、成るべく積極的にそのものが出て処理する意見を述べるということが主体になつて参りますので、総代会そのものを作ることについても相当いろいろ／＼制約を受けたわけあります。ただ漁業の実体から見ましても、どうして総代会制度といふものは必要だということで、その任期につきましてもいろいろ／＼検討したわけでございますが、いずれにしても極く少數の人間だけで問題を処理するということはいかんという意味が非常に強いのであります。そこでここで二百人に対して大体五十人ということがありますので、非常にこれでは現在の状態では、現在の実情から考えますと、これは非常にもつと繒な形にして貰いたいという意見は各所で聞くわけでござりますが、農業の関係におきましては、この総代会は非常に従来のようない少人数でやるという形ではできないようになつております。漁業においては特にそれを引下げるようになつてしまつては、これでは不便だという御意見はあるうと思うのであ

りますが、成るべくそういうような少數な人間だけで処理しないで、できるだけ大勢の人間が参加してやる、みずから意見を述べるということが民主化の課題にもなつておりますので、そういう点から二百名ということにいたしておりますわけでございます。それから最初の方で……。

○青山正一君 三十三條ですね、規約の性質及び効力如何。

○説明員(久宗高君)(続) この規約と定款との効力は同じでございます。この規約を設けるか否かは任意であつて、且つ設定変更にはこれは認可は不要でございます。定款は必ず設けなければならぬわけであります、そうして定款には勿論認可が伴います。そこで規約の方は組合の管理運営を円滑にするために設けたものであります、そういう趣旨のものでござります。

○浅岡信夫君 只今の課長の説明によりまして、第三十四條の既存團体の主たる幹部が特に出られないのだ、丁度追放者と同じような立場に置くのだと、いう規定を設けなくとも、自主的な運営においてなされるのだといふ説明でよく了承したのでありまするが、これは管理の、この第三節におきまして質問すべき事柄であるかどうかといふことは私懸念するのでございまするけれども、併しそういうふうな既存團体の組合の主力幹部が積極的に動いてはいいか、誰がそれをなされるのか、つまり宣傳されることですね、理解せしめるること、そういうことはまあこれは特に

○説明員(久保高君) この点は、農業の方でもその問題について、丁度法案が実施になりましたときに、そういうような通牒が出来まして、その通牒の中では、官吏も、普通の官吏も、それから現農業会の役員も積極的に動いてはいけないのだ、つまり解散総会があつてから、つまり解散総会の席上で、初めて具体的に組織の農民に対して、新らしい協同組合はどうなるのだということを説明することが法律で義務付けられておりますので、そのときに初めて具体的に一般の農民が新らしい協同組合の内容を知るという建前上法律ではなつておるわけであります。併しこれはもつと前から、実質上はいろいろ議論されるわけでありまして、私共といたしましては、法案の内容を、つまり客観的にこういうものであるといふ説明はですね、これは当然してもいい、こう考えるであります。ただどう作れとか、ああしろ、こうしろという問題はいけないのであります。法案の公式のものはこうなつておるということは、いろ／＼漁民からも聞いて参るでありますよし、それに對して、自分の意見を混えず、法案の客観的内容はこういうものである、こういうような説明が中央から来ておる、そういう問題についての処置は当然とつてもいいと考えておるのであります。

○説明員（久宗高君）この水産業協同組合法案につきましては、從来からも私達はこれを早く一應の事務當局案を公表いたしまして、これについて漁業権制度と併せて一般の御批評を得たいと考えて公表の問題を重視していたのであります。が、いろいろの関係でできないで今日に至つたわけでござります。それでこの前の内閣のときでありまするが、一應これを閑議に擱けて行きます場合に、私の方といたしましては、直ぐ議会も眞近かなことでありますし、どうしても一應漁業権制度と併して公表して行かなければ、一般の御批判を得なければならんといふことで、やつとそのときになつて、これは十月中旬に、はつきり覚えておりませんが、十月中旬に両法案とも一應事務當局案として公表したわけでございます。ただ御存じのようになつて、これは案でありますから、案そのものを公表いたしましてもなかなか越旨も徹底いたしませんし、これを読んだだけでは重要なところが分らんというような点もござりますので、ラヂオその他を通じまして、いろいろ内容の容観的な解説を今現在進行しております。パンフレットその他によつてもこれから説明して参りたいと思っております。現在ではラヂオを主として利用いたしまして、大体この法案の中で最も大事な部分について平易な解説をやつて行くと、いうことで考えております。

○青山正一君 この六十一条に「定款作成委員」の條項があります。定款作成委員によつて決められましたこの定款とか或いは事業計画を後から設立準備会ですか、創立総会といふのか、そういうところでその定款とか、事業計画を修正できますのとができるかどうか。その時その地区と組合員になる者の資格を修正できぬということを決めておりますのですが、その点はどういうわけですか。その二つの点について一つ。

○説明員(久宗高君) 只今の御質問につきましては、六十二條で明文を書いてございます。六十二條の第四項にありまする「創立総会においては、前項の定款を修正することができる。」たゞその但書が附いておりまして「地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りではない。」というふうにいたしております。

○青山正一君 それはどういうわけなんですか。「但し、地区及び組合員に関する規定については、この限りでない。」……。

○説明員(久宗高君) お答えいたします。地区と組合員につきまして、これ又ここで変更々々ということになつて参りますと、組合がどうしても設立できないのです。それで内容だけは変えられないということになるわけであります。それがつきましたは、その設立準備会のときにはその案の内容については十分関係の方の意見を盡しまして、ここで固めて行くということになりました。又これがこちらで以て変えられるということでありますと、つ

まり設立が全然できないことになつてしまします。それでこういふふうな規定を置いておるわけあります。

○青山正一君 その理由だけですね。その理由だけで地区と組合員になる者の資格を修正できぬといふことにつておりますか。

○説明員(久宗高君) そういうことになつております。

○青山正一君 それから法案の第六十一条ですね。六十三條によりますと、組合の設立は行政廳の認可を必要とする。行政廳の認可を必要としますけれども、これを届出とか或いは登記制度に改めたらどういうものですか。

○説明員(久宗高君) お答えいたします。これは將來の問題は別といたしまして、現在これより先に出ました農業協同組合の設立を見ましても、非常にいろいろ違法な事例が出て来ておるのをございます。それで全然初めからこの届出制度といふものでは、非常に大きな一つの切替えでございますから、

それではできないというふうに考えますので、これは別にいろいろこの行政官廳の方から不必要な指導をするとか、そういうようなことなしにできた新らしい協同組合の内容が、この法案で要求しておりますよくな民主的な内容であるかどうかという事実審査を相当しつかりやる必要があると考えます。

○委員長(木下辰雄君) 第四節に対し他に質疑はありませんか……あります。

○委員長(木下辰雄君) 第四節に対し他に質疑はありませんか……あります。

午前十一時五十五分速記開始

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めます。まだ質問もあると思いますが、明日の午後一時から第四章から続行して質疑をしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分速記中止

○江熊哲翁君 それからこの金融事業がこれと切り離されておるのですが、これに対してどういうわけでこうしたか、その筋との折衝のことも取入れてお話願いたいと思ひます。委員長、それで速記の関係があれば止めて頂いても、この点は次の時代において私共として行き方もあるからお話願いたい。

○委員長(木下辰雄君) 速記をちよつと止めて……。

午前十一時五十六分散会
出席者は左の通り。

委員長	木下辰雄君
理事事務官	青山正一君
委員	木下辰雄君
委員	尾形六郎兵衛君
委員	松下松治郎君
委員	浅岡信夫君
委員	江熊哲翁君
委員	西雄君
委員	矢野

説明員
水産廳次長 藤田巖君

農林事務官
水産廳漁政課長 久宗高君